

令和6年度 介護職員等処遇改善加算の取組

令和6年度の介護報酬改定において、現行の「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、当法人でも算定を行っております。

【処遇改善加算取得状況】

令和6年4月（6月支給）から新加算（Ⅰ）にて取得。

当法人の具体的な取組みは次の通りです。

【キャリアパス要件】

キャリアパス要件Ⅰ

- イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整理し、全ての福祉・介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ

- ・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等をするとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。
 - 資質向上の為、社内研修の実施や受講後に報告を行っている。
- ・資格取得のための支援の実施
 - 研修受講のための勤務シフトの調整やスクーリング・実習・試験日当日を対象とし5日間の業務免除を行っている。

キャリアパス要件Ⅲ

福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

- ①経験に応じて昇給する仕組み
- ②資格等に応じて昇給する仕組み
- ③一定の基準に基づき定期的に判定する仕組み

【職場環境等要件】

①入職促進に向けた取組

職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

②両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備

③腰痛を含む心身の健康管理

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等、健康管理対策の実施